

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 目的

《危機管理室》

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものである。また、災害により地域の社会経済活動が低下することから、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図ることが必要である。

本章は、災害に対する応急対策を行った後の被災施設の復旧及び被災者の生活又は生業の維持、回復のための資金の確保等について必要な事項を定め、迅速かつ円滑な復旧・復興を図ることを目的とする。

第2節 復旧・復興の基本方向の決定

《関係局等》

本市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中・長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

また、被災地の復旧・復興に当たっては、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うとともに、関係機関等と連携した応急対策に当たるため、災害の規模等必要に応じて、国・県等関係機関と連携して応急復旧を行う。

第3節 復旧・復興計画

《関係局等》

第1 基本姿勢

本市は、必要に応じ、再度災害の防止とより快適な都市環境の創造を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の意見や、男女共同参画の視点が反映されるよう、環境整備に努める。

これにあたっては、市は、住民に対し新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行う。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

第2 災害に強い都市構造の形成

本市は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

第4節 生活援護計画

災害により被害を受けた市民に対して生活援護のための措置を講じることにより、市民生活の安定と早期回復を図る。

第1 生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策

《市民局消費生活センター》

本市（市民局）は、生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策のため、次の措置を実施し、被災者の生活確保に努める。

- 1 価格及び需給動向の監視並びに情報の提供
- 2 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る協力依頼

第2 被災者に対する支援

《健康福祉局健康福祉企画課、各局担当課》

本市は、被災の状況に応じ、次表の支援策など、被災者の支援を早期に決定するとともに、支援策の一覧表の配布や被災者支援ナビ等による広報活動を通じて被災者等に周知を図る。また、被災者台帳等を活用し、一人一人の被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、きめ細やかな支援（災害ケースマネジメント）を継続的に実施する。

局 等	番号	支 援 策 の 名 称	分類	担 当 課 ・ 係
危機管理室	1	罹災（火災以外）証明書の交付手数料の免除	②	災害予防課
企画総務局	2	証明手数料の免除（住民票の写し等）	②	区政課
財 政 局	3	市税の減免等（市民税、固定資産税等）	①	税制課税制係
	4	市税証明等の交付手数料の免除	②	
健康福祉局	5	災害弔慰金、災害見舞金等	②③	健康福祉企画課政策調整係 地域共生社会推進課 保護自立支援課
	6	被災者生活再建支援金、広島市（県）被災者生活再建支援補助金	②③	保護自立支援課
	7	災害援護資金	③	
	8	生活福祉資金貸付制度	③	地域共生社会推進課
	9	養護老人ホーム入所負担金の減免	②	高齢福祉課福祉係
	10	高齢者住宅整備資金貸与金の返済猶予	①	
	11	介護保険料の減免	②	介護保険課管理係
	12	介護保険利用者負担額の減免	②	介護保険課認定・給付係
	13	特別児童扶養手当等支給に係る所得制限の適用除外	①	障害福祉課
	14	障害者住宅整備資金貸付金の返済猶予	①	
	15	心身障害者扶養共済制度の掛金の減免	①②	
	16	難聴児補聴器購入費助成事業に係る補聴器買替えのための助成要件の緩和	①	
	17	自立支援医療（育成医療・更生医療）に係る自己負担上限月額の変更	①	障害自立支援課
	18	障害福祉サービス利用者負担額の減免	①	
	19	重度身体障害者入浴サービス利用者負担額の減免	①	
	20	補装具費・日常生活用具等支給に係る利用者負担額の減免	①	
	21	障害児通所支援等利用者負担額の減免	①	
	22	児童福祉施設（障害児入所施設）徴収金の減免	①	
	23	障害者（児）の補装具・日常生活用具の給付要件の緩和	②	
	24	成人及び高齢者の健康相談	—	健康推進課保健予防・指導係
	25	メンタルヘルス相談	—	精神保健福祉課 精神保健福祉センター相談課

局 等	番号	支 援 策 の 名 称	分類	担 当 課 ・ 係
健康福祉局	26	国民健康保険医療費の一部負担金の減免	②	保険年金課保険係
	27	国民健康保険料の減免	②	保険年金課保険係
	28	後期高齢者医療費の一部負担金の減免	①	保険年金課福祉医療係
	29	後期高齢者医療保険料の減免	①	
	30	重度心身障害者医療費補助の所得制限の緩和	①	
	31	乳幼児医療費補助の支給要件の緩和	②	
	32	国民年金保険料の免除	①	保険年金課管理係
	33	障害基礎年金等の支給に係る所得制限の適用除外	①	
こども未来局	34	保育料の減免	②	幼保給付課
	35	児童扶養手当の支給に係る所得制限の適用除外	①	こども青少年支援部 こども・家庭支援担当
	36	児童福祉施設（保育園を除く）入所者負担金の減免	②	
	37	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付制度	② ③	
環 境 局	38	被災ごみの処理	①	業務第一課庶務係
	39	ごみステーションの管理用具の貸与	①	業務第一課指導係
	40	液状一般廃棄物（し尿）処理手数料の減免	①	業務第二課指導係
経済観光局	41	中小企業特別融資（災害復旧資金）	②	産業立地推進課
	42	農業災害特別対策資金利子補給	②	農政課
	43	被害漁業者救済資金利子補給	②	水産課
都市整備局	44	応急修繕等に係る建築確認申請の免除	①	建築指導課第二指導係
	45	建築確認申請手数料等の減免	①	
	46	被災者住宅や建築物の復旧などに関する建築相談	－	
	47	被災した住宅の応急修理	③	建築指導課第一指導係
	48	宅地造成許可申請手数料の減免	①	宅地開発指導課指導調整係
	49	災害復興住宅特別貸付	②	住宅政策課計画係
	50	市営住宅の提供	②	住宅政策課管理係
道路交通局	51	道路占有料の免除	②	道路管理課管理係
下 水 道 局	52	下水道使用料の減免	②	管理課使用料係
	53	下水道事業受益者負担金等の徴収猶予	②	計画調整課調整係
	54	水洗便所設備資金貸付金等の償還猶予	②	管理課普及促進係
消 防 局	55	救急搬送証明書の交付手数料の免除	②	救急課
	56	り災証明書（広島市火災調査規程によるものに限る）の交付手数料の免除	②	予防課調査係
	57	ビニールシート及び土のうの貸与	①	警防課警防企画係
水 道 局	58	水道料金の減免	②	営業課庶務係
	59	被災家屋の新築・改築に伴う給水装置工事各手数料等の免除	②	給水課給水装置係
教育委員会	60	就学援助費学用品費等の再支給	②	学事課学事係
	61	市立高等学校授業料等減免	②	
	62	遠距離通学費の支給	②	

【分類の内訳】

- ① 一定の要件を満たせば該当する支援策
- ② 条件等により市長が必要と認めれば適用される支援策
- ③ 災害救助法や被災者生活支援法など法の適用による支援策

第3 被災者等に対する生活相談

《各区区政調整課・地域起こし推進課》

各区は、生活援護のための相談窓口を区役所内又は必要に応じて避難所や他の公共施設等に設置し、各種の要望・苦情等を聴取するとともに、様々な手続きや相談をワンストップで行えるよう、関係部局と連携を密にし、必要に応じ調整を行い、適切な処理等に努める。

また、弁護士、司法書士及び行政書士などの専門家と連携し、被災者等に対してきめ細やかな相談対応等に努める。

なお、区役所外等に窓口を設置する場合は、設置場所、相談内容等について、広報活動を通じて被災者等に周知を図る。

(資料編) 参考危予ー20 大規模災害時の専門家派遣による被災者支援に関する協定

第4 災害弔慰金・見舞金等の支給

《健康福祉局健康福祉企画課・地域共生社会推進課・保護自立支援課、各区生活課》
制度の概要等は次のとおりである。（自然災害の場合）

制 度	適 用 要 件	弔 慰 金	見 舞 金（品）	
			負 傷 者	住 家 被 害
1 災害弔慰金、災害障害見舞金 （国制度）	①住家が5世帯以上滅失した災害 ②県内において災害救助法が適用された市町村がある場合 ③上記と同等と認められる災害	災害による死亡者の遺族 生計維持者 500万円 その他 250万円	災害により重度の障害を受けた者 生計維持者 250万円 その他 125万円	制度なし
2 広島市災害弔慰金及び災害見舞金 （市制度）	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象	災害による死亡者の遺族 50万円 ※	1か月以上医師の治療を要する者 10万円 ※	全壊 30万円 大規模半壊 20万円 半壊 10万円 床上浸水 5万円
3 広島県災害弔慰金及び災害見舞金 （県制度）	気象台等の発表する注意報・警報の発表に起因する災害等	災害による死亡者の遺族 50万円 ※	制度なし	全壊 30万円 半壊 10万円
4 日赤災害香華料及び災害見舞金	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象	災害による死亡者の遺族 2万円 ※	入院2週間以上の重傷者 1万円 ※	全壊、半壊、床上浸水 毛布、緊急セット等

（注）① 住家被害の全壊、半壊は、それぞれ全焼、半焼も含む。

② ※の表示がある項目は、1の法による弔慰金及び見舞金の支給がある場合は除外される。

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金（国制度）《健康福祉局保護自立支援課、各区生活課》

対 象 災 害	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象で、 ・ 住家が5世帯以上滅失した災害 ・ 都道府県内で、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合 ・ 上記と同等と認められる特別の事情がある場合の災害		
災 害 弔 慰 金	災害による死亡者の遺族 〔配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹〕 ※兄弟姉妹については、死亡者と死亡当時同居、又は生計を同じくしていた者で、死亡者に配偶者、子、父母、孫、祖父母のいない場合に限る	生計維持者	500万円
		その他の者	250万円
災害障害見舞金	災害により、次の障害が残った者 ① 両眼が失明したもの ② そしゃく及び言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における重複障害が、上記と同等以上のもの	生計維持者	250万円
		その他の者	125万円
支 給	区生活課で受付を行い、健康福祉局保護自立支援課から支給		
根 拠	災害弔慰金の支給等に関する法律 広島市災害弔慰金の支給等に関する条例		

2 広島市災害弔慰金及び災害見舞金《健康福祉局健康福祉企画課・保護自立支援課、各区生活課》

対 象 災 害	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象		左記以外の災害	
			単身世帯	複数世帯
災 害 弔 慰 金	災害による死亡者の遺族	50 万円	10 万円	
災 害 見 舞 金	1 か月以上医師の治療を要する負傷者	10 万円	3 万円	
	住家の全壊・全焼・流出世帯	30 万円	3 万円	4.5 万円
	住家の大規模半壊世帯	20 万円	2 万円	3 万円
	住家の半壊・半焼（大規模半壊を除く）世帯	10 万円	2 万円	3 万円
	住家の床上浸水世帯	5 万円	1 万円	1.5 万円
支 給	区生活課			
根 拠	広島市災害見舞金等の支給及び応急救助要綱			

※ 上記のうち、災害弔慰金及び負傷者に対する見舞金については、災害弔慰金の支給等に関する法律適用時は支給しない。

3 広島県災害弔慰金及び災害見舞金《健康福祉局保護自立支援課、各区生活課》

対 象 災 害	広島地方気象台及び大阪管区気象台の発表する注意報及び警報が発表された場合における自然現象に起因して被害が生ずること等		
災 害 弔 慰 金	災害による死亡者の遺族	50 万円	
災 害 見 舞 金	住家の全壊・全焼・流出世帯	30 万円	
	住家の半壊・半焼世帯	10 万円	
支 給	区生活課で市見舞金等の手続きと同時に手続きを行い、県から支給		
根 拠	広島県災害見舞金等支給要綱		

※ 上記のうち、災害弔慰金については、災害弔慰金の支給等に関する法律適用時は支給しない。

4 日本赤十字社広島県支部災害香華料、災害見舞金及び災害救援物資《健康福祉局地域共生社会推進課、各区生活課》

対 象 災 害	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象及び日常の火災		
災 害 香 華 料	災害による死亡者の遺族	2 万円	
災 害 見 舞 金	2 週間以上の入院を要する者	1 万円	
災 害 救 援 物 資	住家の全壊・全焼・流出世帯	小災害	①毛布1枚 ②安眠セット1組 ③バスタオル1枚 ④寝衣1着 ⑤緊急セット1組以上
		大災害	①毛布1枚 ②安眠セット1組 ③タオルケット1枚 ④タオル3点セット1組 ⑤緊急セット1組以上
	住家の半壊・半焼・床上浸水世帯		被害の状況を勘案して支給できる。
支 給	区生活課（日本赤十字社広島県支部広島市地区本部各区地区）		
根 拠	災害による死者・重傷者に対する香華料・見舞金取扱要領 災害救援物資取扱要領		

※ 上記のうち、香華料及び負傷者に対する見舞金については、災害弔慰金の支給等に関する法律適用時は支給しない。

大災害とは災害救助法適用災害で、小災害はそれ以外の災害である。

第5 被災者生活再建支援金の支給

＜健康福祉局保護自立支援課、各区生活課＞

1 被災者生活再建支援金（国制度）

対 象 災 害	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象で、 ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市区町村の災害 ② 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市区町村の災害 ③ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の災害 ④ ①又は②の適用を受ける市区町村を含む都道府県内の市区町村（人口10万人未満に限る。）で、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した災害 ⑤ ①～③の適用を受ける市区町村に隣接する市区町村（人口10万人未満に限る。）で、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した災害					
対象世帯・ 支給金額等	支給金額は基礎支援金、加算支援金の合計額					
	被災世帯の 区分	損害割合	支援金の支給額			
			基礎支援金	加算支援金		
				住宅の再建手段	支給額	
	全壊	50%以上	100万円	建設・購入	200万円	
				補修	100万円	
				賃貸	50万円	
	大規模半壊	40%台	50万円	建設・購入	200万円	
				補修	100万円	
				賃貸	50万円	
	中規模半壊	30%台	—	建設・購入	100万円	
				補修	50万円	
				賃貸	25万円	
(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額)						
受付及び支給	区生活課で受付を行い、被災者生活再建支援法人から支給 〔申請期間 ① 基礎支援金：災害発生日から13月以内 ② 加算支援金：災害発生日から37月以内 〕					
根 拠	被災者生活再建支援法					

2 広島市（県）被災者生活再建支援補助金

対 象 災 害	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象で、 ・県内に被災者生活再建支援法が適用される市町村が1以上あり、 広島市において法適用がない場合の災害
対象世帯・支給金額等	上記国制度に同じ
受付及び支給	区生活課で受付を行い、支給額の1/2ずつを区生活課及び県から支給 〔申請期間 上記国制度に同じ 〕
根 拠	広島市（県）被災者生活再建支援補助金交付要綱

第6 貸付制度等

《健康福祉局地域共生社会推進課・保護自立支援課、各区生活課》

1 災害援護資金貸付制度

対 象 災 害	都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害		
貸 付 対 象	上記災害により次に掲げる被害を受けた世帯（所得制限有り） ・①療養に要する期間が概ね1か月以上の世帯主の負傷 ・②住居の滅失、③全壊、④半壊又は⑤家財の1/3以上の損害		
貸 付 限 度 額 〔○付き数字は 上記被害程度〕	① ⑤ ④ ③ ②	150万円 150万円 170(250)万円 250(350)万円 350万円	250万円 270万円 (350) 350万円 ※（ ）は特別の事情がある場合
所 得 制 限	世帯人員 ～ 市町村民税における総所得金額 1人～ 220万円未満 2人～ 430万円未満 3人～ 620万円未満 4人～ 730万円未満 5人以上は1人増すごとに+30万円 ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円未満		
償還期限／据置期間	10年（据置期間を含む。）／3年（特別の場合5年）		
貸 付 利 子	年1%（据置期間中は無利子） ※連帯保証人を立てる場合は無利子		
受 付	区生活課		
保 証 人	連帯保証人 1人 又は なし		
申 込 期 間	災害の翌月から3ヶ月以内		
根 拠	災害弔慰金の支給等に関する法律 広島市災害弔慰金の支給等に関する条例		

2 生活福祉資金貸付制度

区分	災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	住宅の増改築、補修等に必要となる経費	緊急小口資金
貸付対象	低所得者世帯・障害者世帯 65歳以上の高齢者世帯 (日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る)		
貸付限度額	150万円	250万円	10万円
措置期間	貸付日から6か月以内		貸付日から2か月以内
償還期限	償還期間経過後7年以内		償還期間経過後8か月以内
貸付利子	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は年1.5% ※利子補給あり（実質無利子）		無利子
受付場所 根拠	居住区の区社会福祉協議会又は避難先の市区町社会福祉協議会 生活福祉資金貸付制度要綱		

（注）前掲1の制度の対象となる世帯は除く。

3 災害援護資金貸付等利子補給（平成11年6月豪雨災害、平成13年芸予地震、平成26年8月豪雨災害及び平成30年7月豪雨災害に適用）

支 給 要 件	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金貸付、生活福祉資金（災害を受けたことにより臨時に必要となる経費・住宅の増改築、補修等に必要となる経費）貸付又は母子・父子・寡婦福祉資金（住宅資金・転宅資金）貸付を受け住宅の補修等を行う者
支 給 額	貸付金支払利子相当額

第7 市税の減免等

《財政局税務部各課・各市税事務所、収納対策部各課》

災害により被害を受けた者に対し、広島市市税条例等の定めるところにより、個人の市民税（県民税を含む。以下同じ。）、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税の減免並びに徴収猶予等を行う。

1 市税の減免

(1) 個人の市民税

減免の対象となる者			減免する税額
死亡した者			災害を受けた日の属する年度（1月1日から3月31日までの間に災害を受けたときは、災害を受けた日の属する年度及びその翌年度）において同日以後に到来する納期限に係る税額の全額（A）
障害者となった者			（A）の9／10の額
自己所有の住宅又は家財に損害を受けた者	※ 損害金額が住宅又は家財の価格の5/10以上	前年の合計所得金額が500万円以下	（A）と同じ額
		〃 500万円を超え750万円以下	（A）の1／2の額
		〃 750万円を超え1,000万円以下	（A）の1／4の額
〔同一生計配偶者又は扶養親族を含む。以下同じ。〕	※ 損害金額が住宅又は家財の価格の3/10以上5/10未満	〃 500万円以下	（A）の1／2の額
		〃 500万円を超え750万円以下	（A）の1／4の額
		〃 750万円を超え1,000万円以下	（A）の1／8の額
特定災害（災害救助法第2条第1項に規定する災害その他これと同程度の災害として市長が認めるものをいう。以下この節において同じ。）により自己の居住に係る住宅について被害を受けた者	被害の程度が全壊又は大規模半壊	前年の合計所得金額が500万円以下	（A）と同じ額
		〃 500万円を超え750万円以下	（A）の1／2の額
		〃 750万円を超え1,000万円以下	（A）の1／4の額
	被害の程度が中規模半壊又は半壊	〃 500万円以下	（A）の1／2の額
		〃 500万円を超え750万円以下	（A）の1／4の額
		〃 750万円を超え1,000万円以下	（A）の1／8の額

※ 保険金、損害賠償金等によって補てんされるべき金額は含まない。

(2) 固定資産税・都市計画税

減免の対象となる固定資産			減免する税額
土地	被害面積が当該土地の面積の8/10以上		災害を受けた日の属する年度（1月2日から3月31日までの間に災害を受けたときは、災害を受けた日の属する年度及びその翌年度）において同日以後に到来する納期限に係る税額の全額（B）
	// 6/10以上8/10未満		（B）の8/10の額
	// 4/10以上6/10未満		（B）の6/10の額
	// 2/10以上4/10未満		（B）の4/10の額
家屋	著しく価値を減じた家屋（C）	全壊等の場合	（B）と同じ額
		6/10以上の価値を減じた場合	（B）の8/10の額
		4/10以上6/10未満の価値を減じた場合	（B）の6/10の額
		2/10以上4/10未満の価値を減じた場合	（B）の4/10の額
	特定災害により著しく価値を減じた家屋（（C）による申出があったものを除く。）	被害の程度が全壊であるとき	（B）と同じ額
		被害の程度が大規模半壊であるとき	（B）の6/10の額
		被害の程度が中規模半壊又は半壊であるとき	（B）の4/10の額
償却資産	（C）の家屋の場合に準ずる		

(3) 軽自動車税

減免の対象となる軽自動車等	減免する税額
災害により滅失し、又は損壊した軽自動車等で、使用不能となったもの	災害を受けた日の属する年度において同日以後に到来する納期限に係る税額の全額

(4) 手続き

減免を受けようとする被災者は、納期限までに、減免申請書を財政局各市税事務所・税務室（給与所得に係る個人の市民税で特別徴収されているものについては財政局市民税課）に提出しなければならない。

2 徴収猶予等

災害のため市税に係る申告書等の書類の提出や市税の納付（納入）を期限までに行うことができない被災者は、期限の延長や徴収猶予が認められる。

申告等の期限の延長を受けようとする者は、財政局各市税事務所・税務室（給与所得に係る個人の市民税で特別徴収されているもの、法人市民税、市たばこ税、入湯税及び事業所税については財政局市民税課）へ、徴収猶予を受けようとする者は、財政局収納対策部各課へ、それぞれ災害がやんだ後、速やかに申請をしなければならない。

第8 住宅復旧融資等

1 広島市災害復興住宅特別貸付要綱による貸付《都市整備局住宅政策課》

住宅金融支援機構の災害復興住宅融資を受けて、広島市内に自ら居住するための住宅を建設、購入又は補修する者に対し、広島市災害復興住宅特別貸付要綱により貸付を行う。

2 住宅金融支援機構による災害復興住宅融資制度の案内等《都市整備局建築指導課》

災害により住宅が滅失し、又は損傷した場合に災害復興住宅資金の貸付（建設、新築住宅購入、リ・ユース住宅購入、補修）が、住宅金融支援機構において行われる。

本制度の融資を受けるには、罹災地域を管轄する区長（各区地域起こし推進課）が発行する罹災証明書が必要となる。

3 災害公営住宅の供与等《都市整備局住宅政策課・住宅整備課》

本市は、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の整備、市営住宅等への特定入居等を行う。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、市営住宅の空家を活用する。

さらに、被災者の住宅に対する需要を満たすことができない場合は、関係機関と調整して、本市以外の公営住宅等への特定入居や空家の活用により対応する。

第5節 企業等援護計画

災害により被害を受けた企業等の復旧を促進するための措置を講じることにより、生産力の回復と経営の安定を図る。

第1 農林漁業関係の融資

《経済観光局農政課・農林整備課・水産課》

災害により被害を受けた農林漁業等の復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増強と経営の安定を図るため、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和38年法律第136号）及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）等に基づき融資する。

1 農業関係

令和4年10月20日現在

資金名		融資の対象	融資限度額	年利率	償還期間	据置期間	主な取扱金融機関
農林漁業施設資金	主務大臣指定施設	主務大臣の指定する農業の生産力の維持、増進に必要な施設の復旧	融資を受ける者の負担する額の80%に相当する額 1施設当たり300万円（特認600万円）	0.30～0.70%	15年以内	3年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 広島県信用農業協同組合連合会など
		果樹の改植・補植			25年以内	10年以内	
	共同利用施設	農産物の生産、流通、加工、販売に必要な施設及びその他の共同利用施設の復旧	融資を受ける者の負担する額の80%	0.30～0.70%	20年以内	3年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 広島県信用農業協同組合連合会など
農業基盤整備資金		農地・牧野又はその保全利用上必要な施設の復旧	貸付を受ける者が当該年度に負担する額	0.30～0.70%	25年以内	10年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 広島県信用農業協同組合連合会など
農林漁業セーフティネット資金		災害等により被害を受けた経営の再建等	600万円 （特認年間経費等の12分の6以内）	0.30～0.70%	15年以内	3年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 広島県信用農業協同組合連合会など
天災資金	経営資金	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る）、家畜、家きん等の購入資金その他農業経営に必要な資金	個人 200万円 （激甚災害の場合250万円） 法人 2,000万円ほか	6.5%以内で法律の発動の都度定める。	3～6年以内 （激甚災害の場合4～7年以内）	—	農業協同組合
	事業資金	天災により被害を受けた在庫品の補てんに必要な資金	単協 2,500万円 （激甚災害の場合5,000万円） 連合会 5,000万円 （激甚災害の場合7,500万円）		3年以内	—	
農業災害特別対策資金		県知事が指定する災害により被害を受けた農業者の経営維持、生活の安定及び農業用施設等の再取得に必要な資金	経営資金 個人 200万円 （果樹・畜産500万円） 法人 1,000万円 施設資金 個人 1,800万円 法人 2億円	災害の状況により決定する	経営資金 7年以内 施設資金 7～17年以内	経営資金 1年以内 施設資金 2～7年以内	農業協同組合

2 林業関係

令和5年10月19日現在

資金名		融資の対象	融資限度額	年利率	償還期間	据置期間	主な取扱金融機関
農林漁業施設資金	主 務 大臣 指 定 施 設	素材、樹苗、特用林産物の生産、造林及び林産物の処理加工、流通又は販売に必要な機械・施設、森林レクリエーション施設、林業生産環境施設等の復旧	融資を受ける者の負担する額の80% 1施設当たり300万円（特認600万円）	0.55～1.10%	15年以内	3年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫
	共 同 利 用 施 設	森林組合、同連合会等が行う林産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他の共同利用施設の復旧	融資を受ける組合等の負担する額の80%	0.55～1.10%	20年以内	3年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫
林業基盤整備資金	造 林	台風、異常降雪等による被害造林地の復旧のための造林及び雪起し等の育林に要する経費	融資を受ける者の負担する額の80%	0.55～1.10%	30年以内 （林業経営改善計画による：40年以内、長伐特認等による：50年以内）	20年以内 （林業経営改善計画による：25年以内、長伐特認等による：35年以内）	日本政策金融公庫 農林中央金庫
		樹苗養成施設の復旧	融資を受ける者の負担する額の80%	0.55～0.95%	15年以内	5年以内	
	林 道	林道及びこれらの付帯施設の復旧	融資を受ける者の負担する額の80%	0.55～1.10%	20年以内 （林業経営改善計画による：25年以内）	3年以内 （林業経営改善計画による：7年以内）	
農林漁業セーフティネット資金（災害等資金）		災害等により被害を受けた経営の再建	一般 600万円 （特認 年間経営費の12分の6以内）	0.55～0.95%	15年以内	3年以内	日本政策金融公庫 連合会等の受託金融機関
天災資金	経 営 金	薪炭原木、しいたけほだ木等の購入資金、炭がまの構築資金その他林業経営に必要な資金（市長の被害認定が必要）	個人 200万円 （激甚災害の場合250万円） 法人 2,000万円ほか	6.5%以内で法律の発動の都度定める	3～6年以内 （激甚災害の場合4～7年以内）	—	森林組合
	事 業 金	森林組合、同連合会が所有し、又は管理する肥料、農薬、生産物等の在庫品で被害を受けたものの補てんに充てるために必要な資金（県知事の被害認定が必要）	単協 2,500万円 （激甚災害の場合5,000万円） 連合会 5,000万円 （激甚災害の場合7,500万円）		3年以内	—	県森林組合連合会

3 漁業関係

令和4年10月20日現在

資金名		融資の対象	融資限度額	年利率	償還期間	据置期間	主な取扱金融機関
農林漁業施設資金	主 務 大 臣 指 定 施 設	漁船、漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設の復旧	融資を受ける者の負担する額の80% 1施設当たり300万円 (特認 600万円) (漁船 1,000万円)	0.30～ 0.70%	15年以内	3年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 県信用漁業協同組合連合会
	共 同 利 用 施 設	漁業協同組合等が行う水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設の復旧	融資を受ける組合等の負担する額の80%	0.30～ 0.70%	20年以内	3年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 県信用漁業協同組合連合会
漁業基盤整備資金	漁 港 整 備	漁港施設の復旧	融資を受ける者の負担する額の80%	0.30～ 0.70%	20年以内	3年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫 県信用漁業協同組合連合会
	漁 場 整 備	漁場及び水産種苗生産施設又は漁場環境保全のために必要な施設の復旧					
天災資金	経 営 資 金	漁具、稚魚、稚貝、餌料及び漁業用燃油等の購入資金、漁船の建造又は取得に必要な資金 その他漁業経営に必要な資金	個人 200～5,000万円 (激甚災害の場合 250～5,000万円) 法人 2,000～5,000万円	6.5%以内 で法律の 発動の都 度定める	3～6年 (激甚災害適用の場合は4～7年)	—	県信用漁業協同組合連合会
	事 業 資 金	漁業協同組合が、天災により被害を受けたために必要となった事業運営資金	単協 2,500万円 (激甚災害の場合 5,000万円) 連合会 5,000万円 (激甚災害の場合 7,500万円)		3年以内	—	農林中央金庫 県信用漁業協同組合連合会
農林漁業セーフティネット資金		災害等により被害を受けた経営の再建	600万円 (特認 年間経費等の12分の6以内)	0.30～ 0.70%	15年以内	3年以内	日本政策金融公庫 県信用漁業協同組合連合会

第2 中小企業関係の融資

《経済観光局産業立地推進課》

1 株式会社商工組合中央金庫

令和4年3月31日現在

融資対象	使 途	貸付限度額	貸付利率	貸付期間	申込場所	備 考
災害復旧資金 災害により当該事業者が被害を受けた中小企業者等	○運転資金 ○設備資金 既存事業設備の復旧に必要な設備資金、災害の影響により生じた不足運転資金	限度額の定めなし	所定の利率	○運転資金 10年以内 (据置期間 3年以内) ○設備資金 20年以内 (据置期間 3年以内)	商工中金 広島支店、 広島西部支店 福山支店	

2 株式会社日本政策金融公庫中小企業事業

令和4年3月31日現在

融資対象	使 途	貸付限度額	貸付利率	貸付期間	申込場所	備 考
災害復旧貸付 指定された災害により被害を受けた事業者の方	被災によって生じた損害を復旧するために、必要な運転資金及び設備資金	1億5,000万円 (別枠)	基準利率	○ <u>運転資金</u> 10年以内 (据置期間 2年以内) ○ <u>設備資金</u> <u>15年以内</u> (据置期間 2年以内)	日本政策金融公庫広島支店中小企業事業	

3 株式会社日本政策金融公庫国民生活事業

令和4年3月31日現在

融資対象	使 途	貸付限度額	貸付利率	貸付期間	申込場所	備 考
災害復旧貸付 指定された災害により被害を受けた事業者の方で、次のいずれかに該当する方 1 災害により直接被害を受けた方(注) 2 前1以外で売上の減少、売掛金債権の固定化等の間接的な被害を受けたと認められた方	被災によって生じた損害を復旧するために、必要な運転資金及び設備資金	各融資制度ごとの融資限度の額に、1災害につき3,000万円を加えた額	普通貸付 基準金利 特別貸付 各融資制度に定められた利率	普通貸付 10年以内 (据置期間 2年以内) 特別貸付 各融資制度に定められた融資期間内	日本政策金融公庫広島支店国民生活事業	(注) 原則として市町村またはその委任を受けた者が発行する罹災証明書が必要

4 広島県信用保証協会

令和4年3月31日現在

保証制度名	保証対象	使 途	保証金額の 限 度	保証期間	保証料率	備 考
災害関係特別保証制度	災害救助法が適用された地域または、主務省において指定した地域内に事業所を有し、直接激甚災害を受けた中小企業者、協同組合等	災害からの 再建資金	一般保証とは 別枠 ○個人・会社 28,000万円 ○協同組合等 48,000万円	○運転資金 7年 ○設備資金 10年	普通保証・ 無担保保証 年0.70% 無担保無保 証人保障 年0.60%	○市町村長の罹災証明書が必要 ○申込みは通常の保証申込みに同じ

5 広島市

令和4年3月31日現在

融資対象	使 途	貸付限度	貸付利率	貸付期間	申込場所	備 考
中小企業特別融資 (災害復旧資金) 市内に主たる事業所を有する中小企業者又は組合で、震災、風水害その他これらに類する災害により直接被害を受け、その復旧資金を必要とする方	運転資金及び設備資金 ※設置場所が広島市外である設備についても、これを認める。	運転資金・ 設備資金 8,000万円以内	年1.0% 以下	10年以内 (据置期間 1年以内)	商工組合中央金庫、広島銀行、山口銀行、中国銀行、山陰合同銀行、もみじ銀行、西京銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、広島市信用組合、広島県信用組合	市町村長等の発行する「罹災証明書」又はそれに類する書類を添付し、保証協会又は金融機関へ申し込む

第6節 義援金の受入・配分計画

災害が発生した場合において、市民及び他都市等から寄託された義援金を被災者に確実かつ迅速に配分する。

第1 義援金の受入の決定

《企画総務局総務課、各区区政調整課》

- 1 企画総務局長は、災害の程度、被災地の状況により、被災者に対する義援金の必要性を検討し、義援金の受入の適否を決定する。
- 2 受入の決定までの間に、市民（他都市市民及び市民から寄託を受けた自治体を含む。）から義援金の提供の申し出があった場合は、所定の受付票に記録し、受入が決定されたときは、その旨を当該申出者に連絡する。
- 3 受入を行わない場合は、必要に応じ義援金に関する問い合わせ窓口を各区区政調整課に設置し、被災地の状況等についての必要な情報を市民に提供する。

第2 義援金の受付及び保管

《企画総務局総務課、各区区政調整課》

- 1 寄託された義援金は、企画総務局総務課及び区（区政調整課）において受け付けるとともに、寄託者に領収書を交付する。ただし、特定の被災者へ送金するなど条件を付して行われる義援金は受け付けない。

- 2 義援金は、速やかに市会計管理者所管の歳入歳出外現金に受け入れる。
- 3 日本赤十字社（所管：健康福祉局地域共生社会推進課、各区生活課）でも義援金の受付を行う場合は、広島市が行う義援金の受付と日本赤十字社が行う義援金の受付のいずれとするかは、申出者の意向を優先する。
- 4 区が義援金を受け付けたときは、寄託者名・金額等を所定様式により、企画総務局へ報告する。

第3 義援金の配分

《企画総務局政策企画課、各区区政調整課》

義援金の配分に当たっては、企画総務局に配分委員会を設置し、同委員会による使途の決定を受け、企画総務局及び区においてこれを行う。ただし、配分内容により他の適切な所管局がある場合には当該所管局においても配分を行う。

また、平成26年8月20日の豪雨災害時のように、多額の義援金が寄せられ、広範な使途で長期にわたり配分を行う場合は、全庁的な体制を整備した上で配分を行う。

配分方法を決定したときは、速やかに報道機関等を通じて公表する。

第4 他の市町村が被災した場合の措置

《危機管理室、健康福祉局健康福祉企画課、各区生活課》

- 1 危機管理担当局長は、他の市町村が被災した場合、被災状況や被災地のニーズ、国や他の自治体の救援状況等を踏まえ、備蓄物資の拠出、義援金の受入の適否を決定する。
- 2 危機管理担当局長は、義援金等の受入を決定した場合、健康福祉局長へ報告し、健康福祉局長は次に掲げる事務を行う。
 - (1) 受入の決定までの間に、市民から義援金等の提供の申し出があった場合は、所定の受付票に記録し、受入が決定されたときは、その旨を当該申出者に連絡する。
 - (2) 受入を行わない場合は、必要に応じ義援金等に関する問い合わせ窓口を各区生活課に設置し、被災地の状況等についての必要な情報を市民に提供する。
 - (3) 義援金等の受付期間及び被災地への送付時期等については報道機関を通じて公表する。
 - (4) 義援金等の受付及び保管については、本市が被災した場合の取扱いに準じる。ただし、義援金については、日本赤十字社に寄託する。
 - (5) 受け付けた義援金等は、適宜、日本赤十字社に送金又は被災地の受入機関に送付する。

第7節 公共施設災害復旧計画

《各関係課》

第1 基本方針

- 1 本市は、応急対策を実施した後の被災公共施設の復旧にできるだけ迅速に着工し、短期間で完了するよう努める。
- 2 公共施設の災害復旧に当たっては、再度災害の原因とならないようにするとともに、原型復旧にとどまらず、更に災害に関連した改良事業を行うなど、災害対応力の向上に配慮する。

第2 復旧計画

- 1 公共施設の災害復旧に関しては、現存の各種法令の規定により恒久的災害復旧計画を作成し、速やかに応急復旧を実施するとともに、早期着工・短期完成を図る。
- 2 公共施設の災害復旧に関する主な法律及び事業は、次のとおりである。

法 律	主 な 事 業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 (昭和 26 年法律第 97 号)	公共土木施設災害復旧事業 公共土木施設災害関連事業 (河川、道路、水道、下水道等)
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 (昭和 25 年法律第 169 号)	農地・農林業用施設等災害復旧事業 農林業用施設等災害関連事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法 (昭和 28 年法律第 247 号)	公立学校施設災害復旧事業
公営住宅法 (昭和 26 年法律第 193 号)	公営住宅災害復旧事業
水道法 (昭和 32 年法律第 177 号)	上水道施設災害復旧事業
海岸法 (昭和 31 年法律第 101 号)	海岸保全施設災害復旧事業
道路法 (昭和 27 年法律第 180 号)	道路災害復旧事業
河川法 (昭和 39 年法律第 167 号)	河川災害復旧事業
砂防法 (明治 30 年法律第 29 号)	砂防設備災害復旧事業
地すべり等防止法 (昭和 33 年法律第 30 号)	地すべり防止施設災害復旧事業
急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律 (昭和 44 年法律第 57 号)	急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号)	生活保護施設災害復旧事業
児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号)	児童福祉施設災害復旧事業
障害者の日常及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号)	障害福祉サービス事業所災害復旧事業
老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号)	老人福祉施設災害復旧事業
売春防止法 (昭和 31 年法律第 118 号)	婦人保護施設災害復旧事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号)	感染症指定医療機関災害復旧事業 感染症予防事業
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 (昭和 37 年 法律第 150 号)	開拓者施設災害復旧事業 公立社会教育施設災害復旧事業 私立学校施設災害復旧事業 堆積土砂排除事業 湛水排除事業 農地・農林業用施設等災害復旧事業 農林業用施設等災害関連事業 森林災害復旧事業 公共土木施設災害復旧事業 公共土木施設災害関連事業 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業

第8節 罹災証明書の交付

《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課》

国・県及び本市において、租税、保険料等の減免及び徴収猶予や住宅新築・補修に要する資金の貸付等の各種公的融資などを実施する場合に、当該災害によって被災したという証明が必要となることから、被災者から申請があったときは、遅滞なく、被災者に対して罹災証明書を交付する。

なお、その取扱いについては、罹災証明書取扱要領による。

(資料編) 4－8－1 罹災証明書取扱要領